



これからの賃貸経営に欠かせない住宅設備保証

タウン住宅設備保証

サービス 定額制

不満解約・早期退去を防止！
入居者様の満足度アップに

いつ起こるか分からない！
突発的な設備故障への備えに

対象設備に故障や不具合が発生した際、無償で修理・交換が受けられるサービスです。



安定した賃貸経営を実現！

オーナー様の5つのメリット



1
入居者満足

「困った」を解決し退去防止に。

2
スピーディー

故障修理に迅速に対応します。



3
経費計上

毎月の経費計上が可能です。

4
支出安定

支出金額が分かり、支払いも
家賃送金金額から相殺。

5
賃料減額リスク回避

民法改正対策として。



2020年民法改正による
「賃貸物の修繕に関する要件の見直し」で
賃料減額のリスクも！

※実際に減額するのは修理完了までにかかった日数分の家賃です。※免責日数は、故障等の連絡から修理完了までに通常必要な日数です。この分は「修理完了までにかかった日数」から差し引きます。※借主の帰責により修理等が遅れた場合、その日数分も差し引きます。

設備等の不具合による賃料減額のガイドライン

状況	賃料減額割合(月額)	免責日数
風呂が使えない	10%	3日
エアコンが作動しない	10%	3日
ガスが使えない	10%	3日

出典：民間賃貸住宅に関する相談対応事例集(国土交通省、H30.03)

タウン住宅設備保証サービスが選ばれる理由

業界最長級の保証期間

保証期間は製造から最長20年。
業界最長級です。

	1年	10年	20年
1. メーカー保証	1年		
2. 他社保証		最長10年	
3. 当保証			最長20年

途中加入OK

保証サービスとしてはめずらしく途中加入可能です。

修理回数無制限

1設備につき最大10万円(税込)まで保証。
修理回数は無制限で利用可能です。

月額払い

一括払いではないため、大きな初期費用はかかりません。

■ 選べる3つの保証プラン

対象設備 プラン	エアコン	給湯器	ガスコンロ・IHクッキングヒーター	換気扇 (キッチン・浴室・トイレの各1台)	インターフォン	温水洗浄 暖房便座	浴室乾燥機 (ミストサウナなし)
ライト プラン	1台または3台 (選択可)	○					
スタンダード プラン	1台または3台 (選択可)	○	○	○			
プレミアム プラン	1台または3台 (選択可)	○	○	○	○	○	○

保証対象外となる主な事例

落下・破損	消耗品の交換	消耗品の経年劣化	火災・自然災害	配管水漏れ等	清掃・メンテナンス	盗難紛失	上記以外の設備



アレップス ×



TEPCO
i-Frontiers

タウン住宅設備保証は、タウングループのアレップスと、
東京電力グループのTEPCO i-フロンティアズが共同でご提供するサービスです。

ひとを、まちを、もっと豊かに。

タウンのかんり

タウン住宅設備保証サービス 利用規約

第1条（目的）

- タウン住宅設備保証サービス（以下「本保証サービス」という。）は、一定期間中に特定の住宅設備に故障・トラブルが発生した場合、修理交換役務を提供するサービスであり、所有物件の賃貸業を営む者と、株式会社アレップス（以下「アレップス」という。）との間でタウン住宅設備保証サービス契約書兼保証書（以下「本件保証書」という。）に記載された契約内容をもって、本保証サービスの提供に係る契約（以下「本件契約」という。）を締結し、アレップスが、TEPCOト・フロンティアズ株式会社（以下「TIF」という。）及びTIFと本保証サービスに関する協業関係にある会社（以下「TIF協業会社」といい、TIF及びTIF協業会社とアレップスを総称して「サービス提供者」という。）と共同・連帯して運営・提供するサービスである。
- 本保証サービスに申し込んだ利用者（以下「利用者」という。）は、事前に指定した本保証サービスの利用者が所有する対象設備（以下「対象設備」という。）に故障・トラブルが発生した場合、対象設備のメーカー保証書（以下「メーカー保証書」という。）に記載された内容及び以下の各条項の内容に定めるところに従い、サービス提供者によって本保証サービスを提供される。なお、利用者は、利用者が所有する物件（以下「物件」という。）を賃貸する者に限られ、物件の賃借人はこれに含まれない。
- 利用者及び物件について、次の各号に掲げる事実があった場合、利用者は、本保証サービスの提供を受けることはできない。

（1）利用者が居住する物件に対象設備が設置されている場合

（2）次に掲げる場合のように、対象設備が設置された物件を利用者が一時的に賃貸する場合

①売却までの一定期間中賃貸する場合

②長期出張中の間のみ賃貸する場合

③相続した不動産が処分できるまで賃貸する場合

④民泊施設として賃貸する場合

⑤マンション・ウィークリーマンションとして賃貸する場合

⑥その他①から⑤に準ずる場合

（3）前各号の他、対象設備が設置された物件を利用者が賃貸事業を目的としない（収益事業としない）で賃貸する場合（当初は賃貸事業を目的としていたものの途中から当該目的を有しなくなった場合を含む）
- 本件契約の申込時点において、対象設備に次の各号に掲げる事実があった場合、利用者は、本保証サービスの提供を受けることはできない。

（1）対象設備が正常に作動しない場合

（2）対象設備が製造から20年を経過している場合

（3）対象設備が対象設備のメーカー等によりリコールの対象になっている場合

第2条（本保証サービスの提供期間）

- 本保証サービスの提供期間（以下「本件保証期間」という。）は、本件保証書に記載された期間とし、原則としてメーカー保証書に記載された保証期間終了日の翌日を起算日とし、対象設備の製造から20年が経過する日を終了日とする。なお、利用者とサービス提供者との間に特段の合意がない限り、当該期間内であれば本保証サービスの利用回数に制限はないものとする。
- メーカー保証書に記載された保証期間中に初期不良等で当該メーカー又は販売店より代替品（新品に限る。なお、本契約書における代替品とは新品に限定される。）が提供された場合でも、本保証サービスの期間は変更されないものとする。ただし、本件保証期間中であっても、メーカー保証書記載の保証期間中は当該メーカーによる保証をもって対応するものとする。
- 利用者の責めに帰する事由に基づいて本保証サービスの提供ができない場合（対象設備の動作確認不足、対象設備の製造年確認不足や確認ミスによる保証期間超過などが想定されるがこれらに限定されるものではない）、利用者が、サービス提供者に対し、本保証サービスに関して支払った費用について、サービス提供者は、理由の如何を問わず利用者に返金する責めを負わないものとする。ただし、サービス提供者に故意又は重大過失があった場合はこの限りでない。

第3条（契約の締結）

- 本保証サービスに係る契約は、利用者が本件保証書をもってアレップスに対して申込みを行い、これに対し、アレップスが承諾した時点で、利用者とアレップスとの間で成立するものとする。
- アレップスは、TIF及びTIF協業会社に対し、アレップスと共同して利用者に対して本保証サービスを提供することを委託し、TIF及びTIF協業会社はこれを受託するものとする。

第4条（本保証サービスの内容）

- サービス提供者は、共同・連帯して、本件保証期間中に対象設備に発生した故障・トラブルに対する修理に関わる一連の作業につき、本件保証書に記載された内容の業務を提供する。
- 前項の定めにかかわらず、サービス提供者の判断により、対象設備を同等の代替品へ交換する場合がある。ただし、利用者は代替品のメーカー及び機種等の指定はできないものとする。
- 本保証サービスは、一つの対象設備に対し一回の修理・交換における費用の上限を10万円（税込）として提供される。

第5条（本保証サービスの終了）

以下の事項に該当する場合には、本保証サービスは終了する。

- （1）本件保証期間が終了した場合
- （2）前条第2項の定めにより代替品が提供された場合（但し、代替品の提供後1ヶ月以内に、アレップスからTIF協業会社に対し、代替品に係る情報（メーカー名・型式品番など）を所定の様式に従って提供された場合、当該代替品についてはこの限りでない。）
- （3）利用者が本件保証期間終了前に対象設備を第三者へ譲渡したにもかかわらず、当該譲渡の日から3ヶ月以内に本規約第10条に定める継承の手続を行わなかった場合
- （4）メーカーの破産、事業停止、部品・代替品の供給中止、その他対象設備に係るメーカーの責めに帰すべき事由により対象設備の修理が不可能となったことを原因として、本件保証書に記載された本保証サービスが提供できなくなった場合
- （5）その他、利用者が本利用規約に定める事項を遵守しなかった場合
- （6）本規約第1条第3項各号に掲げる事実が、本件契約締結後に判明した場合（当該事実が本件契約締結時には存在しなくとも後日存在することになった場合を含む）
- （7）利用者が保有又は管理し且つ対象設備が設置された物件（以下「対象設備設置物件」という。）に関して、利用者とアレップスとの間における管理契約が解約（契約期間終了、利用者又はアレップスによる解除、合意による解約を問わない）された場合

第6条（対象設備修理の依頼）

本件保証期間中に、対象設備の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従い正常に利用したにもかかわらず、対象設備に故障が生じた場合、利用者は本件保証書に記載された連絡先に連絡をし、修理依頼をすることができる。

第7条（報告義務）

- 利用者は次の事象が起きた場合、速やかにサービス提供者に報告を行わなければならない。

（1）本件保証期間終了前に、氏名又は連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合

（2）本件保証期間中に、利用者が自ら対象設備を交換した場合

（3）本件保証期間中に、利用者が本保証サービスに係る対象設備を第三者に譲渡した場合

（4）対象設備に対する代替品がメーカーより提供された場合
- 利用者が前項の報告を怠った場合、本件保証期間内であっても、サービス提供者は本保証サービスを遂行せず、又は本件契約を解除することができる。この場合、利用者はサービス提供者に対し、名目の如何を問わず、いかなる金銭的請求もできないものとする。
- 前項に定める解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとする。

第8条（本保証サービスの適用外事項）

以下の事項に該当する場合、本件保証期間中であっても本保証サービスの対象とならないものとする。

- メーカー保証との関係における適用外事項

（1）メーカー保証において修補されるべき場合

（2）メーカー保証書において保証の対象とならない場合

（3）対象設備のメーカー保証期間が、1年未満の製品である場合

（4）利用者による本保証サービス提供の依頼日がメーカー保証書記載の保証期間内である場合
- 本件保証期間との関係における適用外事項

（1）本件契約の内容が中古の対象設備を認めるものになっている場合において、利用者による本保証サービス提供の依頼日が本件保証期間の始期から起算して30日間を経過していない場合

（2）対象設備がその種類、品質又は数量に関して設備設置契約の内容に適合しておらず（以下「不適合」という。）又は対象設備が故障している場合において、本件保証期間の経過後にサービス提供者が対象設備の不適合や故障の通知を受けた場合
- 修理・交換との関係における適用外事項

（1）本保証サービスの提供を依頼するにあたり、利用者から本件保証書の提示がない場合

（2）利用者がサービス提供者以外のメーカーや業者、その他サービス提供者が承諾しないメーカーや業者等に直接修理依頼をした場合

（3）修理依頼を受けたサービス提供者その他修理業者が、故障・損傷・不具合・トラブル等（以下「故障等」という。）を確認できなかった場合

（4）本件保証書に記載されている対象設備に係る情報と修理依頼のあった対象設備に相違がある場合

（5）本規約又は本件保証書に定められた手続き以外で本保証サービスの提供を依頼した場合

（6）対象設備の故障等に係る申告内容の真实性について明らかな疑義がある場合

（7）代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車代等の特殊な費用、並びに被代替品のリサイクル費用（処分費用を含む）、対象設備のデータ復旧・復元に係る一切の費用
- 対象設備との関係における適用外事項

（1）対象設備が日本国外に持ち出さなければ修理ができない製品又は日本国内に修理部品が流通していない等の理由により修理が不可能な設備である場合

（2）対象設備が、業務用仕様になっている設備など、住宅用仕様の設備とは認められず、本保証サービスの対象外であると合理的に認められる場合

（3）対象設備が利用者に引き渡された設置場所から移設されていた場合

（4）対象設備の故障等で、対象設備の付属部品、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、対象設備自体以外からの製品・部品・装置の故障等や相性に起因するものである場合

（5）対象設備の部品交換を伴わない調整、また手直しなどの軽微な修理（設定、リカバリー、清掃など）の範囲に該当する場合

（6）対象設備の取付けまたは設置の不適合に起因して対象設備に故障等が生じた場合

（7）対象設備が設置された住宅または住宅関連設備の設計、工事および管理が、当該住宅関連設備の設計等の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、当該不適合によって対象設備に故障等が生じた場合

（8）業務用の使用など一般家庭用以外の用途に使用されている間に対象設備に故障等が生じた場合

（9）対象設備の取扱説明書の不備によって対象設備に故障等が生じた場合

（10）不適合である対象設備の修補作業上の手抜きもしくは技術の拙劣または正当な理由のない修補の遅延によって対象設備に故障等が生じた場合

（11）対象設備に付属する説明書などで指定された使い方に従わずに対象設備を使用、不当な修理、加工または改造によって対象設備に故障等が生じた場合

（12）対象設備の代替品の不適合によって対象設備に故障等が生じた場合

（13）対象設備の自然の消耗・経年劣化・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、その他類似の事由によって対象設備に故障等が生じた場合並びに対象設備を駆動させるための装置（モーターなど）や部品の自然の消耗・経年劣化・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、その他類似の事由によって対象設備に故障等が生じた場合（なお、取扱説明書に従った一般家庭の用途における使用で且つ定期メンテナンス・定期清掃を遂行していた場合における対象設備の故障等は、本号には該当しないものとする）

（14）通常の使用に支障がない範囲において対象設備に故障等が生じた場合

（15）対象設備の移設、移動、輸送、落下、破損、水濡れまたはこれに類する外来の事由によって対象設備に故障等が生じた場合

（16）配管またはその結合部分からの漏れ、詰まり、破損によって対象設備に故障等が生じた場合

（17）第三者・ペット等のいたずらまたは加害行為によって対象設備に故障等が生じた場合

（18）ほり等の異物の混入、動植物の侵入等によって対象設備に故障等が生じた場合

（19）汚損、擦傷、塗料の剥落その他単なる外形上の損傷であって対象設備の機能に直接関係のない事象が生じた場合

（20）コンピュータウィルス、第三者の不正アクセスまたはこれらに類する事由によって対象設備に故障等が生じた場合

（21）電波障害、通信回線の異常、過電流または過電圧によって対象設備に故障等が生じた場合

（22）指定外の電源を使用したことによって対象設備に故障等が生じた場合

（23）液晶のドット落ちによって対象設備に故障等が生じた場合

（24）電池の液漏れによって対象設備に故障等が生じた場合

（25）白熱電球、放電灯等の管球類に故障等が生じた場合

（26）対象設備に対し、地方自治体の条例に基づく上水道以外の水を使用したことによって対象設備に故障等が生じた場合

（27）防水性能を有しない対象設備の水濡れによって対象設備に故障等が生じた場合

（28）対象設備の維持・管理の不備（対象設備のメーカー等が定める定期清掃などを怠ったことを含む）により対象設備に故障等が生じた場合

- 対象設備のメーカーとの関係における適用外事項

（1）対象設備を製造したメーカー等の責めに起因して対象設備に故障等が生じた場合

（2）対象設備のメーカー等が、自ら責任を認めて対象設備を修補した場合

（3）利用者より修理等の請求がないにもかかわらず、対象設備のメーカー等が、自らの決定または行政府の命令に基づいて、不適合の存在する（不適合の存在が推定される場合を含む）対象設備の全部またはその一部を対象として回収、回収に伴う検査等の措置または修理等（修理等に代わる損害賠償金の支払を含む）を行った場合

（4）対象設備のメーカー等がリコールに係る回収決定を宣言した日以降に、利用者より修理・交換請求があった場合
- その他

（1）利用者の故意過失により対象設備に故障等が生じた場合

（2）本保証サービスの申込にあたって、対象設備やその他の必要事項の記載内容に記載漏れ等の不備、虚偽の記載・申告がある場合またはサービス提供者の承諾なくそれらに記載されている字句が書き換えられた場合（本件保証書の字句が書き換えられた場合を含む）

（3）対象設備を取り締まる法律（省令、条例等を含む。以下同様。）に規定された品質基準または事業者団体が定める品質基準を満たさないことに起因して対象設備に故障等が生じた場合

（4）対象設備を取り締まる法律または対象設備の製造者もしくは輸入者が認めていない部品の装着もしくは使用によって対象設備に故障等が生じた場合

（5）差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって対象設備に故障等が生じた場合

（6）対象設備自体が犯罪行為によって入手または不正な流通経路（盗品等）により販売された製品であると合理的に認められる場合

（7）第三者による犯罪行為によって対象設備に故障等が生じた場合

（8）戦争・動乱・内乱・暴動・革命・外国の武力行使など、群衆又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態、その他天災地変（地震、噴火、津波、洪水、台風、防風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨、地盤変動、地盤沈下もしくはこれらに類似の自然現象）等により対象設備に故障等が生じた場合

（9）火災、落雷、破裂、爆発、または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒塌等の偶然かつ外来の事由によって対象設備に故障等が生じた場合

（10）利用者が本保証サービスに係る対価その他の債務の支払いを現に怠っている場合

（11）対象設備の不適合又は対象設備の故障等によって生じた身体障害（障害に起因する死亡を含む）又は対象設備以外の財物が滅失、損傷もしくは汚損した場合

第9条（契約期間・解除など）

- 本件契約の契約期間は、締結から5年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに利用者またはアレップスから書面（電子メールを含む）による解約の申し出がないときは、同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。
- 本件契約は、以下の場合に限り、解除することができる。なお、解除の効力は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとする。

（1）本規約に別段の定めがある場合

（2）利用者自身又は第三者が利用者を名宛人として破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立をした場合

（3）利用者自身が死亡又は重大な疾病に罹患し、事業継続が困難になった場合

（4）TIFとアレップスとの間における本保証サービスの提供を目的とした契約が終了した場合（契約期間終了、TIF又はアレップスによる解除、合意による解約を含む）
- 対象設備設置物件と共に対象設備を第三者に譲渡する場合（相続や贈与等による譲渡を含む）、利用者は、本規約第10条の規定に基づき、継承手続を行わなければならない。

第10条（譲渡等による継承）

利用者が対象設備を第三者に譲渡する場合（相続や贈与等による譲渡を含む。）は、譲渡日において本件契約が有効であることを条件として、当該譲渡の日から3ヶ月以内にサービス提供者又は本件保証書記載の連絡先に文書等で通知することにより、対象設備の譲渡先に関する情報を明らかにしたうえ、本件保証期間の残存期間において、継承手続きを行わなければならない。

第11条（個人情報）

- サービス提供者は、利用者から提供された個人情報等（以下「個人情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって保管・使用し、本保証サービスを提供する。
- サービス提供者は、本保証サービスを提供する目的において、以下の場合に限り、サービス提供者の責任において、本保証サービスに係る協力会社（メーカー・修理会社・金融機関等）、保険会社等（以下「本件協力会社」という。）へ利用者の個人情報を提供することができる。

（1）代替品の提供を含む本保証サービスの提供において、サービス提供者と本件協力会社との間において個人情報を共有する必要があるが生じた場合

（2）本保証サービスに係る損害保険会社との保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する手続のために個人情報の提供が必要となる場合

（3）本保証サービス又は本保証サービスに付随したサービスに関し、それらサービスの品質向上を目的として、利用者にアンケート等のヒアリング調査を実施並びにそれらサービスに関するキャンペーンを実施する場合

（4）サービス提供者から利用者に対して本保証サービスに関する連絡、報告等をする場合
- サービス提供者は、個人情報の取扱に関し、その全部又は一部を委託する場合がある。
- サービス提供者は、個人情報を利用者の同意なしに第三者へ提供しない。

第12条（免責）

サービス提供者は、本保証サービスに関し、第三者からの損害賠償請求に基づく損害、その他、間接損害（事業の中断・停止、機会損失など）や特別損害、生命身体に及ぼす損害並びに利用者又は第三者の所有物に係る損害について、一切の責任を負担しない。ただし、サービス提供者の故意又は重大過失に基づく損害についてはこの限りでない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- サービス提供者及び利用者は、それぞれ相手方に対し、以下の各号を確約する。

（1）自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。

（3）反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本保証サービスに関する契約を締結するものではないこと。

- （4）本件保証期間中に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（5）自らが、反社会的勢力に属しなくなった時から5年を経過しない者ではないこと。
- サービス提供者及び利用者は、自らが反社会的勢力と次の各号の一つにでも該当する関係を有しないことを確約する。

（1）反社会的勢力が経営を実質的に支配していること

（2）反社会的勢力が経営に実質的関与していること

（3）自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していること

（4）反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

（5）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- サービス提供者は、利用者が前二項の定め に違反したことが判明した場合、何ら催告することなく、本保証サービスに関する契約の一切を解除することができるものとする。
- サービス提供者及び利用者は、前項の規定により契約を解除した場合、相手方に発生した損害を賠償する責めを負わないものとする。
- 本条第3項の規定によりサービス提供者又は利用者が契約を解除した場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第14条（本規約の変更）

- サービス提供者は、サービス提供者が必要と判断した場合、法令に反しない限度において本規約を変更することができる。なお、本規約変更後に本保証サービスに申し込んだ利用者には、変更後の本規約が当然に適用される。
- 前項に基づき本規約を変更する場合は、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前に利用者へ通知するものとする。
- 前二項にかかわらず、利用者に重大な影響を与える変更や利用者への十分な配慮が必要となる変更ときは、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともに利用者に對する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとする。

第15条（補足）

- 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者と利用者との間で見解の相違が生じた場合、サービス提供者は、中立的な第三者の意見を求めることができる。
- 本保証サービス提供後の対象設備について、返却可能日を通知している場合（利用者の都合により通知未到来の場合を含む。）、本保証サービス提供後1年間を経過しても当該対象設備の引き取りがない時は、サービス提供者にて処分するものとする。なお、この場合、利用者は、修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含む。）に加え、処分に必要な費用の一切を、サービス提供者の請求に従い速やかに支払わなければならない。
- 利用者は、本保証サービスに申し込んだ時点で、本規約に同意したものとする。
- 本利用規約に基づき本件契約が一度効力を失った場合（解除、終了、合意による解約をもって本件契約の効力が喪失した場合のいずれをも含む）、利用者は、アレップスとの間で本件契約を再度締結することはできない。
- 本保証サービスに関する費用は、アレップスからの送金資料との相殺の方法により支払う。ただし、相殺ができないときは、当事者間で協議の上、これを定める。

第16条（損害保険）

- サービス提供者は、本保証サービスを提供するにあたり、利用者がサービス提供者に対して支払う保証料（以下「本保証料」という。）を原資として、損害保険会社（以下「本保険会社」という。）とサービス提供者の全部又は一部を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」という。）を締結することができる。本保険契約の締結履行、保険金請求手続その他に関し、サービス提供者へ委託することについて、利用者は事前に同意したうえで、何ら異議を述べないものとし、これに基づき、本保険契約に係る手続はサービス提供者が行うものとする。
- 本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を本保証サービスに係る費用等の支払に充当するものとする。なお、利用者は、対象設備の不具合・故障等の発生状況により、利用に対し、本保険会社の調査が入る場合があることを予め承諾するものとする。
- 本保険契約に係る保険料の改定があった場合には、本保証料の価格も同時に改定される。なお、保証料が改定された場合、これが本保証サービスの対価として適用されるのは、毎年4月1日以降とする。

第17条（不可抗力免責）

天変地異(地震、火災、水害、津波等の災害を指すがこれらに限定されない)、ストライキ、洪水、疫病・感染症の蔓延、暴動、内乱、動乱、戦争、テロ行為、その他サービス提供者の責めに帰することが不可能であり、かつ支配することができない事態により、サービス提供者が利用者に対し、本件契約に基づく自己の義務を履行できなかった場合、サービス提供者は、不履行又は履行遅滞について責任を負わない。

第18条（合意管轄）

本規約に関連して発生したサービス提供者と利用者との間の一切の紛争については、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

※タウン住宅設備保証サービスは、TEPCOト・フロンティアズ住宅設備機器保証サービスの商品名称となります